

Ⅱ. ま と め

1. 人 口

松川村の令和2年の総人口は9,599人で、平成12年の9,701人と比較して、102人(1.1%)減少している。村内の人口は、国勢調査開始以降、順調に増加していたが、平成22年から平成27年までの5年間では145人(1.4%)減少で、はじめて人口が減少となった。年齢別構成比は平成12年から令和2年までの20年間で、年少人口は16.0%から11.1%に減少し、老年人口では21.9%から34.4%まで増加している。国立社会保障・人口問題研究所による将来人口の推計をみると令和32年には、総人口は7,232人にまで減少する。構成比では、年少人口が8.5%に減少し、老年人口は45.6%まで増加すると推計され、少子高齢化が懸念される。

人口増減の内訳は、自然動態は、平成17年以降は死亡数が出生数を上回り、減少が続いている。社会動態は、松川村の総人口に増加をもたらしていたが平成15年以降、社会増が急激に少なくなり、平成25年にははじめて転入数を転出数が上回り減少となった。平成26年、27年に転入数が増加した後、平成28年以降は転出数が上回っていたが、令和元年からは再び社会増が続いている。

2. 産 業

松川村の令和2年の就業人口は5,095人で総人口比は53.1%となっている。平成12年の就業人口と比較すると、177人減少しており総人口比でも1.2%減少している。令和2年の産業別就業人口を平成12年と比較すると、第1次産業では2.5%、第2次産業では10.2%減少している一方で第3次産業は12.5%増加している。サービス業では就業者数は大きく増加し、農業、製造業では減少している。

工業出荷額は平成3年に134億3500万円でピークを迎え、その後数年単位で増加と減少を繰り返していた。平成16年以降減少が続き、平成22年にはピーク時の32.3%の43億5100万円まで減少した。平成23年以降は増減を繰り返し、令和2年の出荷額は65億8500万円となっている。

商業販売額は平成9年に89億6300万円のピーク以降、増減を繰り返し平成24年には49億6200万円まで減少した。平成26年から平成28年は増加傾向にあったが、令和3年は再び減少し、65億8200万円となっている。

3. 土地利用

松川村の総面積4,707haに対して、自然的土地利用面積が4,110.4haで全体の87.3%を占め、都市的土地利用面積は596.6ha(12.7%)である。自然的土地利用のうち、山林が60.6%(2,490.6ha)を占めている。

過去5年間の新築件数は271件で平成26年から平成30年までの調査結果178件よりも93件増加している。

4. 建物

松川村の都市計画区域内における建物用途別棟数は住宅が 6,313 棟で全体の 81.4%を占めている。農林漁業施設、店舗併用住宅、工場がそれぞれ 3~4%で、その他の用途はいずれも 3%未満となっている。

建築年別の現況では、昭和 56 年以前の旧耐震基準で建てられた建物が 2,719 棟(35.1%)で全体の 3 割以上を占めている。また平成 12 年以降、年々新しく建てられる建物数は減っており令和 2 年から 5 年までの 4 年間では 274 棟 (3.5%) が新築されている。

建物高さ別の現況をみると、建物のほとんどが 1~3 階建てに相当する 5m~10m の建物となっている。また建物全体の 85.8%にあたる 6,651 棟が浸水想定区域に含まれている。

5. 都市施設

松川村には 9 ヶ所の都市公園があり総面積は 44.46ha と広大で、村民に憩いと安らぎを与えている。特に国営アルプスあづみの公園は、20.2ha もの大規模な敷地を有し、自然に親しむ山地型レクリエーション地域の形成を目指している。

また、松川村公共下水道の整備も計画され、住み良い村づくりが進んでいる。

6. 交 通

村内の主要道路断面交通量は一般国道 147 号で平日 12 時間交通量は 6,028~7,242 台、平日 24 時間交通量は 7,535~9,415 台、大型車混入率は 5.5~9.1%、混雑度は 0.66~0.71 となっている。一般県道では平日 12 時間交通量は 363~9,401 台、平日 24 時間交通量は 410~11,894 台、大型車混入率は 3.2~14.4%、混雑度は 0.06~1.05 となっている。一般国道と一般県道の混雑時平均旅行速度は 24.0~56.6 km/h となっている。

信濃松川駅の乗降人員は減少傾向が続き、令和 5 年には 934 人で、平成 16 年と比較すると 370 人 (28.4%) の大幅な減少となっている。

8. 自然的環境等

現存緑地の状況は樹林地が 1,610.5ha (49.5%)、農地が 1,191.4ha (36.6%)、水面が 304.1ha (9.3%)、草地が 150.1ha (4.6%) となっている。

都 市 計 画 基 礎 調 査 の 概 要

都市計画基礎調査の目的

都市計画の目的は、都市計画法第1条に「都市の健全な発展と、秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与する」とあり、さらにこれの基本理念として第2条に「都市計画は農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと、並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本的理念として定める」とされています。

このためには多様な機能と複雑な構造をもつ都市の解明により、本質を究明し、良好な都市環境の形成に努めなければならないことは言うまでもなく、この目的達成のため都市計画法で都市計画基礎調査の規定を設けています。

都市計画策定の手順として調査、計画、実施と言うサイクルで考えられていますが、この調査は達成すべき政策目標決定の判断のよりどころを得ようとするものです。従って、おおむね5年毎に国土交通省令の定めるところにより、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、土地利用、交通量等の現況と見通しについて調査をしなければならないことになっています。

5年毎に基礎調査をすることとした理由は、都市計画がおおむね20年の長期見通しで策定され、土地利用の純化のための用途地域がこれもおおむね10年先の動向を見定めて決定されることなどから、流動化の激しい時代に都市の現状、動向等を正確に把握していくために少なくとも5年位で基礎調査をくりかえす必要があるからです。

今回の調査は、松川村全域を対象とし、都市計画基礎調査実施要領（平成25年6月国土交通省都市局）及び都市計画基礎調査実施要領（調査様式）（令和6年4月長野県建設部都市・まちづくり課都市計画係）に基づき、人口については令和2年国勢調査データを採用、その他各種項目については、直近の調査データを基に調査を実施しました。

令和7年3月

印刷・発行

令和6年度都市計画基礎調査

池田都市計画
松川村